平成２４年（フ）第１９５号
北海道苫小牧市住吉町２丁目３番１―301号
債務者　大野さゑ子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１９６号
北海道苫小牧市住吉町２丁目３番１―301号
債務者　大野　昌男
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２２８６号
名古屋市中村区向島町２丁目21番地　カントリーコーポ102
債務者　伊藤　正夫
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５７８６号
大阪市生野区新今里３丁目８番12号
債務者　柳田　麻美
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７８９号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目１番11号
債務者　堀渕　秀幸
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８８１号
大阪市港区弁天５丁目17番７―602号
債務者　石丸　裕介
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９０５号
大阪市此花区西島２丁目４番16―503号、前住所大阪市此花区春日出北３丁目13番６号
関西油送株式会社社宅１号
債務者　濵﨑　晃裕
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９６０号
大阪市阿倍野区松虫通１丁目７番18号　ロイヤルコート松虫306号
債務者　芳川　英博
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９６５号
大阪市東淀川区淡路５丁目４番２―205号
債務者　興津　文夫
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９７５号
大阪市旭区赤川２丁目２番21号　那須アーバンハイツ302号
債務者　福田　拓美
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９８５号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目２番27号
債務者　三上太一郎
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１７５号
大阪市東淀川区大桐５丁目14番36号　ソレイユ201号
債務者　青山　晴美（旧姓龍本）
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１９８号
大阪市平野区長吉長原東３丁目11番14―305号
債務者　大川製作所こと　大川　　武
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２７６号
大阪府寝屋川市平池町20番15号
債務者　小野　牧美（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２８５号
大阪市東淀川区瑞光２丁目12番33号ヴィラ瑞光202号
債務者　松村　　崇
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４２２号
大阪市平野区加美東６丁目10番21号
債務者　大門　重幸
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４４３号
大阪市大正区平尾１丁目９番27号　大阪製鐵平尾社宅104号
債務者　安倍　典男
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４４６号
大阪府箕面市粟生間谷東５丁目14番30号
債務者　津村るみこ
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部